専任特例1号の適用を受ける監理技術者等に関する特記仕様書

1. 要件

本工事において、建設業法第26条第3項第1号の規定(以下「専任特例1号」という)を 適用する主任技術者及び監理技術者(以下「監理技術者等」という)の配置を行う場合は以下 の(1)~(10)の要件を全て満たさなければならない。

(1) 島根県((総務部・農林水産部・土木部)が発注する建設工事で、建設工事の種類が土木 一式工事又は建築一式工事であり、請負金額が1億円未満(建築一式工事においては2億 円未満)の工事であること。

なお、契約締結までは予定価格を請負金額として扱うこととする

- (2) 下請次数が3を超えないこと。
- (3) 当該建設工事に置かれる専任特例1号を適用する監理技術者等との連絡、その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という)を各現場に配置すること。 なお、連絡員の要件については、下記の3に定めるものであること。
- (4) CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムにより、専任特例1号を適用する監理技 術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じること。
 - ※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムとは、建設キャリアアップシステムホームページの「認定システム一覧」で掲載されたシステム

URL: https://www.auth.ccus.jp/p/certified

- (5) 建設現場毎に人員配置計画書を備え置くこと。
- (6) 専任特例1号を適用する監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォン、タブレット、テレビ会議システム等)が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な通信環境が確保されていること。
- (7) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。
- (8) 専任特例1号を適用する監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (9) 専任特例1号を適用する監理技術者等が兼務できる工事は島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
- (10) 専任特例1号と専任特例2号との併用は認めない。

2. 兼務先工事

- (1) 兼務可能な工事については、本工事と同様、1、(1) \sim (10) の要件を満たすものであること。なお、1、(1) について、入札手続き中の工事の場合は、予定価格を請負金額として扱う。
- (2) 兼務可能な工事現場は、発注者の管内及び隣接の県土整備事務所管内までとし(隠岐を除く)、巡回可能で移動時間が概ね片道2時間以内であること。

3. 連絡員

連絡員は工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等 が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助 を行う(事故等対応含む)ことを想定しており、以下の要件を満たす者であること。

- (1) 連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有すること。
- (2) 連絡員は各工事に配置しなければならない。

なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。

また、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

(3) 連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が 負うことに留意すること。

(4) 連絡員に変更が生じた場合は発注者に対し、連絡員変更届を提出すること。 併せて、変更後の連絡員が1年以上の実務経験を有することが分かる書類を提出すること。

4. 入札参加資格申請における提出書類

- (1) 本工事において専任特例1号を適用し、監理技術者等を兼務する場合には、1、(3) に 定める連絡員、1、(4) に定めるシステムを措置し、1、(6) に定める通信環境が確保 されていることを連絡員等届にて届出すること。
- (2) 本工事の施工位置、兼務先工事の施工位置がわかる地図(位置図)に移動時間を明記し提出すること。
- (3) 兼務する工事が特例対象工事であることがかわかる書類(入札公告等)等を提出すること。

- 5. 契約締結後における提出書類等
- (1) 本工事において専任特例1号を適用し、監理技術者等を兼務する場合には、1、(5) に 規定する各工種における、業務分担、連絡体制等を施工計画書に反映させ、人員配置計画書 を添付し提出すること。
- (2) 契約後の状況変化により専任特例1号を適用する場合は、上記 4. 入札参加資格申請に おける提出書類等で定める書類を提出し、要件を満たすことが確認された場合、現場代理人 及び主任技術者等変更届及び上記5 (1) の書類を提出すること。
- (3)変更契約等で専任特例1号の要件を満たさなくなった場合は、当該技術者の兼務は認めないため、現場代理人及び主任技術者等変更届及び上記5(1)の書類を提出すること。